

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp

令和 5 年 4 月 4 日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

ハラスメント防止対策の推進について（ご連絡）

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、従業員の能力の有効な発揮を妨げ、また、企業にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善に努めましょう。

ハラスメントには、それぞれの法に基づき、防止対策が事業主の義務となっている「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」のほか、カスタマーハラスメント、モラルハラスメントなどもありますので関係機関で公表している資料を参考にハラスメント防止対策の推進をお願いします。

【パンフレット】

- [【最終版原稿】リーフレット「2020 年（令和 2 年）6 月 1 日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！」](http://mhlw.go.jp) (mhlw.go.jp)
- [【雇均発 0207 第 1 号】労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 8 章の規定等の運用について](http://mhlw.go.jp) (mhlw.go.jp)

【相談窓口】

- [ハラスメント悩み相談室。職場のハラスメントでお悩みの方へ](http://mhlw.go.jp) (mhlw.go.jp)

厚生労働省ホームページより

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣